

平成24年12月

門司税関業務部

関係各位

「豚肉の輸入申告に係る審査・検査の充実等について」の取扱いの変更  
について（お知らせ）

平素より税関行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

豚肉の輸入申告に対しましては、差額関税制度を適切に運用し、一層適正な通関を確保することを目的として、本年4月4日に関税局長通達「豚肉の輸入申告に係る審査・検査の充実等について」（財関第335号）が発出され、その審査・検査の充実等を図っているところですが、平成25年1月15日（火）以降、その具体的な取扱いを下記のとおり変更することといたしますので、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 貨物代金の一部又は全部が後払いである場合の送金資料の取扱いについて

貨物代金の一部又は全部が後払いである場合、後払い分については、通関時において、契約書(写)等により後払いであることを確認しているところですが、平成25年1月15日（火）以降に輸入申告をする豚肉につきましては、貨物代金の一部又は全部が後払いである場合には、その後払い分の決済が終了した後速やかにその後払い分に係る送金資料を通関部門に提出するよう求めることとし、通関時に、後日送金資料を提出する旨を記載した適宜の様式による書面を提出していただくことといたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、後日送金資料を提出していただく場合には、当該送金資料に輸入申告番号及び輸入申告年月日を付記した上で提出していただくようお願いいたします。

## 2. 「豚肉の輸入申告に係る調査票」について

輸入申告の際に提出をお願いしております「豚肉の輸入申告に係る調査票」(以下「調査票」といいます。)について、

- ① B/L上の輸出者の名称、所在国・地域、住所、連絡先電話番号等
- ② パッカーの名称、所在国・地域等
- ③ 通関業務の仲介者の名称、代表(責任)者役職・氏名、担当者所属・役職・氏名、住所、連絡先電話番号

等を新たに入力(記載)していただくこととし、様式を別添のとおり変更いたします。変更後のblankフォーム(エクセル)が必要な方は、申告官署の通関総括担当部門にお申し出ください。

なお、調査票中の「輸入者との間における特殊関係の有無」欄における『輸入者との間に特殊関係がある場合の該当項目』及び「特殊関係が「有」の場合の取引価格への影響の有無」欄における『取引価格に影響がない場合の理由』については、調査票別紙を参照し入力(記載)していただくようお願いいたします。

### 【問い合わせ先】

門司税関業務部通関総括第1部門

電話：050-3530-8367